

新潟県立六日町高等学校同窓会会則

- 第1条 この会は新潟県立六日町高等学校同窓会といい、事務所を同校内におく。
- 第2条 この会は会員の交誼を親密にし、互いに協力しあい、教養を高め、かつ母校の発展に寄与することをもって目的とする。
- 第3条 この会は前条の目的を達するため、下記の事業を行う。
1. 総会・役員会・幹事会・各年度幹事会等の開催
 2. 会報（名簿）の発行
 3. 母校の後援に関する事業
 4. 地方文化の開発
 5. その他必要とみとめる事項
- 第4条 この会の会員は下記の者とする。
1. 県立六日町中学校を卒業した者。
 2. 県立六日町高等学校を卒業した者及び同併設中学校を卒業した者。
 3. 六日町立実科高等女学校及び六日町立高等女学校を卒業した者。
 4. 前記諸学校の中途転・退学者で入会を希望する者（会員紹介により会長の承認を得た者）。
- 第5条 前条にいう学校の職員及び過去において職員であった者は客員とする。
- 第6条 役員会の決議により名誉会長・顧問・相談役をおくことが出来る。
- 第7条 この会は次の通り役員をおく。
- | | | | |
|----------|-----------|----------|-----|
| 1. 会 長 | 1名 | 5. 支 部 長 | 若干名 |
| 2. 副 会 長 | 3名（内女子1名） | 6. 副支部長 | 若干名 |
| 3. 幹 事 | 若干名 | 7. 年度幹事 | 若干名 |
| 4. 監査幹事 | 2名 | | |
- 第8条 会長・副会長・監査幹事は役員会で決める。
幹事は会員中より会長が委嘱する。
支部長並び副支部長は各支部で選出する。
年度幹事は当該年度会員により選出されることを原則とする。
但し不可能の際は会長に委嘱による。
- 第9条 会長はこの会を代表し会務を統轄する。
副会長は会長を補佐し、会長が事故のあった場合に代理する。
幹事は会長の命をうけ会務の執行にあたる。監査幹事は会計を監査する。

支部長はその支部を代表し、本部との連絡にあたる。
副支部長は支部長を補佐し、支部長が事故のあった場合に代理する。
年度幹事は当該卒業年度会員の横の連繋の中心となり、本部との連絡にあたる。

第10条 会長・副会長・幹事・監査幹事の任期は2年とする。但し補欠によるものは前任者の残務期間である。

第11条 この会は次の部会をおくことができる。
1. 定時制部会
定時制部に関する規定は別に定める。
2. 高校部会
高校部に関する規定は別に定める。

第12条 会員のある町村・郡市に支部を設ける。その機構及び役員はその支部で定める。

第13条 この会の経費は終身会費及び寄付金をもってあてる。

第14条 終身会費の額は総会で定める。

第15条 この会は毎年8月に総会を開き次の事項を行う。
1. 会務・会計の報告
2. 議 事
3. 意見の交換と親睦
4. その他必要な事項

第16条 本会の会員で住所を変更した時はその都度本部事務所へ連絡する。

第17条 この会則は、総会において出席会員の3分の2以上の同意がなければ変更できない。

第18条 この会の会計年度は8月1日に始まり、翌年7月31日に終わる。

附 則

この会則は昭和38年11月1日から実施する。
(昭和45年8月一部改正)

令和元年7月26日

同窓会 弔慰、餞別、見舞等の基準

区分	種別	対象	金額	その他
死亡	弔慰金 香典	1 同窓会長、副会長 (現、前、元を問わず) 2 本校の職員	20,000円	花輪 (15,000円) 代表が参列しない場合 弔電
		3 同窓会支部長 4 協議のうえ該当する校外幹事 5 前校長 6 関係の深い旧職員	20,000円 以内で協議	代表が参列しない場合 弔電
傷病	見舞金	1 入院15日以上 2 会長、副会長、同窓の職員に限る。	10,000円	
非常 災害	見舞金	会長、副会長、同窓の教職員に限る。	10,000円	
結婚・ 出産等	祝金	原則として慶事には送らないものとする。		

- ※ 平成9年度より、会長の承認を得て適用する。
基準の見直しの必要が生じたら、校内幹事会で会長と協議の上、実施する。
- ※ 令和元年度 一部改正